

2026年1月改訂（前回改訂 2025年1月）

（下線部変更）

新	旧
<p>第3条（特定累積投資勘定の設定）</p> <p>1. (現行通り)</p> <p>2. 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出された場合、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出された場合または電磁的方法による廃止通知書等記載事項が提供された場合は、これらの書類の提出、当該非課税口座開設届出書の提出または当該廃止通知書等記載事項の提供（以下、「廃止通知の提出または提供」といいます。）があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に当該廃止通知の提出または提供があった場合には、同日）において設けられるものとします。</p>	<p>第3条（特定累積投資勘定の設定）</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出された場合、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出された場合または電磁的方法による廃止通知書等記載事項が提供された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられるものとします。</p>
<p>第9条（非課税口座の開設について）</p> <p>1. (現行通り)</p> <p>2. 当社がお客様から「非課税口座開設届出書」に加えて廃止通知の提出または提供を受けた場合、当社は、当該廃止通知の提出または提供を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署から当社にお客様の特定累積投資勘定基準額および特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等にかかる注文等を受け付けないことをとします。</p>	<p>第9条（非課税口座の開設について）</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 2028年10月1日以後、当社がお客様から「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものの提出を受けた場合もしくは電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提供がされた場合または廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、所轄税務署から当社にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署から当社にお客様の特定累積投資勘定基準額および特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等にかかる注文等を受け付けないことをとします。</p>
<p>第12条（非課税口座開設後に重複していることが判明した場合の取扱い）</p> <p>お客様が当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座または非課税口座に設定した勘定が重複していることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合または当該勘定が同条第22項の規定により特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その開設または設定のときから一般口座での取引として取扱わせていただきます。その後、当社において速やかに特定口座への移管を行うこととします。</p>	<p>第12条（非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い）</p> <p>お客様が当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取扱わせていただきます。その後、当社において速やかに特定口座への移管を行うこととします。</p>
<p>附則</p> <p>この約款は、2026年1月5日より適用させていただきます。</p>	<p>附則</p> <p>この約款は、2025年1月6日より適用させていただきます。</p>
以 上	以 上